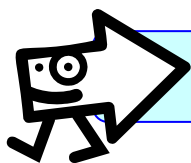


今月は年齢別チェックリスト 前編です！



発行: コムニスサポート有限会社  
 〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F  
 TEL: 048-990-7338 FAX: 048-990-7339  
 E-mail: [info@cmns.jp](mailto:info@cmns.jp)  
 URL: <http://www.cmns.jp>



社会保険手続／給与計算 年齢別チェックリスト 前編

一定の年齢になると、社会保険の手続が必要になったり、給与額が変更になる場合があります。主な到達年齢による確認事項をまとめましたので、ご活用下さい。

次号では、65歳～75歳までのチェックリストを掲載します！

到達月：誕生日の前日が属する月

年齢	確認事項	処理時期	
40歳	<p style="text-align: center;">≪ 介護保険第2号被保険者に該当 ≫</p>		
	給与計算	給与・賞与からの介護保険料の控除開始	40歳到達月分から控除
	社会保険	届出不要です	—
60歳	<p style="text-align: center;">≪ 高年齢雇用継続給付の対象に該当する場合 ≫</p>		
	雇用保険	「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」 「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書」等を ハローワークに提出	最初の支給対象月の 初日から起算して 4ヶ月以内
	<p style="text-align: center;">≪ 定年退職後すぐに再雇用された場合 ≫</p>		
	給与計算	給与額等の変更の有無	定年後の給与から
	社会保険	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が継続再雇用され給与に変動があったとき、被保険者資格の同日得喪の手続き	得喪日から5日以内
	雇用保険	雇用保険の被保険者に該当しなくなった場合、資格喪失手続き	喪失日から10日以内
64歳	<p style="text-align: center;">≪ 4月1日において、64歳以上の人は雇用保険料免除 ≫</p>		
	給与計算	会社・従業員分ともに免除されるため、給与・賞与から控除する必要がなくなります	4月以降の給与・賞与から
	雇用保険	届出不要です	—